

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規則

ページ

○産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課)

一

### 告示

○産業廃棄物処理施設の設定及び維持管理に関する指導要綱の一部改正

(廃棄物対策課)

二

## 規則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第三十八号

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則（平成十八年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「産業廃棄物処理施設」の下に、「以下、産業廃棄物処理施設」という。）を、「変更」の下に、「以下、設置等」という。）を加え、同条第三項中「次の各号に掲げる」を、「次の各号のいずれかの」に、「いずれかを設置」を「設置等」に改め、同項第一号から第六号までを次のように改める。

一 事業者が、自らの事業（産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第六十七条第一項の破砕業又は省令第十条の三第二号の指定を受けて行う事業（以下「産業廃棄物処理業等」という。）を除く。以下この項において同じ。）の活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために当該事業活動を営んでいる場

所に設置等しようとする産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条の二に規定するものを除く。）

二 事業者が現に自らの事業の用に供している産業廃棄物処理施設であって、新たに自らの事業の活動に伴って生ずる他の産業廃棄物の処理を行うこととなるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 事業者が現に自らの事業の用に供している産業廃棄物処理施設以外の施設であって、新たに自らの事業の活動に伴って生ずる産業廃棄物の処理に供されることとなる産業廃棄物処理施設（第一号に掲げるものを除く。）

四 既存の法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等その他の施設であって、新たに産業廃棄物処理業等の用に供されることとなるもの

五 産業廃棄物処理業等の用に供されている既存の産業廃棄物処理施設等であって、新たに他の産業廃棄物の処理を行うこととなるもの（第一号に掲げるものを除く。）

六 産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設等であって、現に産業廃棄物処理業等を営んでいる場所において、新たに設置する既存の産業廃棄物処理施設等と同種のもの又は老朽化した施設を更新するために設置等しようとするものであり、かつ、処理能力の増加が十パーセントを超えるもの

第八条第三項第七号中「設置」を「設置等をしよ」とし、「あり、かつ、周辺地域の自然的条件、社会的条件その他の実情から判断して適当と認められるもの」を「あるもの」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車に搭載され、又はけん引されて移動する産業廃棄物処理施設等であって、産業廃棄物が排出される現場において当該産業廃棄物の処理を行うこととなるもの（産業廃棄物処理施設にあつては、知事が特別の理由があると認めるものに限る。）

第八条第三項第十号中「施設」を「産業廃棄物処理施設等」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号の次に次の二号を加える。

十 省令第十条の三第二号の指定を受けるものうち一般指定に係る産業廃棄物処理施設等

十一 財団法人宮城県環境事業公社が設置等をしよとする産業廃棄物処理施設等

第八条第四項中「から第八号まで及び第十号に掲げる産業廃棄物処理施設等」を「及び第七号から第十号までに掲げる産業廃棄物処理施設等並びに知事が特別の理由があると認める産業廃棄物処理施設等の設置等」に改める。

第十条第三号中「及び契約事業者数」を削り、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 月間の契約事業者数

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百七号

産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示

産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号）の一部を次のように改正する。

題名中、「産業廃棄物処理施設」を、「産業廃棄物処理施設等」に改める。

第一条中、「産業廃棄物処理施設」を、「産業廃棄物処理施設等」に改める。

第二条第四号中、「規則」を、「省令」に改め、同条第五号中、「保管積替施設」を、「積替保管施設」

に改め、「産業廃棄物再生利用業者が」の下に、「収集又は運搬に当たって」を加え、「保管又は積替えを行うための」を、「積替えのための保管を行う」に改め、「（次号から第八号までに掲げる施設を除く。）を削り、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 産業廃棄物処理施設 法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。

第二条第八号及び第九号を次のように改める。

八 産業廃棄物処理施設等 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十七年宮城県条例第百五十一号。以下「条例」という。）（第一条第一項第二号に規定する産業廃棄物処理施設等をい

う。九 許可申請等 法第十五条第一項又は法第十五条の二の五第一項の許可の申請（当該許可を要しない場合にあつては、法第十四条第六項、法第十四条の二第一項、法第十四条の四第六項若しくは法第十四条の五第一項の許可の申請、法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の届出又は省令第十条の三第二号の指定の申請）をいう。

第二条第十二号中、「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十七年宮城県条例第百五十一号。以下「条例」という。）」を、「条例」に改め、同条第十三号中、「第八条第一項各号に掲げる施設」を、「許可申請等に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下

「政令」という。）（第七条の二に掲げる産業廃棄物処理施設」に改め、同条第十四号中、「第八条第二項各号に掲げる施設」を、「許可申請等に係る政令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設のうち第一種施設を除いたもの」に改め、同条に次の一号を加える。

十五 第三種施設 第一種施設及び第二種施設以外の許可申請等に係る産業廃棄物処理施設等をいう。

第二条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第三条第一項中、「産業廃棄物処理施設の設置又は構造若しくは規模の変更（以下「産業廃棄物処理施設の設置等」という。）」を、「産業廃棄物処理施設等（積替保管施設を含む。以下この条、第四十一条から第四十三条まで及び第四十六条において同じ。）の設置又は構造若しくは規模の変更（以下「設置等」という。）」に、令、を、「政令」に、「規則」を、「省令」に改め、同条第二項から第六項までの規定中、「産業廃棄物処理施設」を、「産業廃棄物処理施設等」に改め、同条第七項中、「協定」の下に、「（以下、「生活環境保全協定」という。）」を加え、同条第九項中、「産業廃棄物処理施設」を、「産業廃棄物処理施設等」に、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十五条の六第一項に規定する特定災害防止準備金の制度の活用等に努め」を、「等に努めるとともに、最終処分場においては、法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項の規定により維持管理積立金を積み立て」に改める。

第五条第一項及び第六条第一項中、「産業廃棄物処理施設」を、「許可申請等に係る産業廃棄物処理施設等」に改める。

第七条第一項中、「次に掲げる産業廃棄物処理施設」を、「許可申請等に係る産業廃棄物処理施設等」に改め、同項各号を削り、同条第三項中、「産業廃棄物処理施設」を、「許可申請等に係る産業廃棄物処理施設等」に、「当該施設」を、「当該産業廃棄物処理施設等」に改める。

第八条第一項中、「次に掲げる産業廃棄物処理施設の設置等を行う」を、「第一種施設の設置等をしようとする」に、「産業廃棄物処理施設の設置の」を、「第一種施設の設置等をしようとする」に改め、同項各号を削り、同条第二項中、「次に掲げる産業廃棄物処理施設の設置等を行う」を、「第二種施設又は第三種施設の設置等をしようとする」に、「産業廃棄物処理施設の設置の」を、「第二種施設又は第三種施設の設置等をしようとする」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

4 事業者等は、前項の説明会等実施報告書を条例第十四条第三項の規定により公開しなければなら

ない。

第九条第二項中、「施設の設置等の計画」を、「産業廃棄物処理施設等の設置等の計画（以下「施設計

画」といつ。)に改める。

第十一条第一項中「施設の設置等の計画(以下「施設計画」といつ。)(を「施設計画」に改める。

第十二条第三項中「産業廃棄物処理施設」を「産業廃棄物処理施設等」に改める。  
第十三条第三項中(法第十五条第一項又は法第十五条の二の五第一項の許可を受けて設置されるものに限る。以下この章において同じ。)(を削り、同条第四項中「前項」を「第一項又は前項」に改める。

第十六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保健所長は、第二種施設の設置等に関し、関係市町村長に対し期間を指定して、施設計画等に対する生活環境の保全上の見地からの意見書の提出を求めるものとする。

第十八条中「第十六条第二項」の下に、「又は第三項」を加える。

第十九条の見出しを(「施設計画等への反映」)に改め、同条第一項中「産業廃棄物処理施設の設置等の計画」を「施設計画」に改め、同条第三項中「施設計画」を「施設計画等」に改める。

第二十条の見出し中「許可申請書」を「施設設置等許可申請書」に改め、同条第一項中「第二十八条第一項の産業廃棄物処理施設の設置等に係る許可申請書」を「法第十五条第一項又は法第十五条の二の五第一項の許可の申請書(以下「施設設置等許可申請書」といつ。)(に改め、同条第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「設置」を「設置等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 事業者等は、前項の規定による説明の対象となる地域住民等の範囲に関し関係市町村長と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議を受けた関係市町村長は、生活環境影響調査の結果において当該影響が最大となると予測される地点や地域の実情を考慮して合理的な地域住民等の範囲の設定を行い、事業者等に提示するものとする。この場合において、当該関係市町村長が相当の期間内に範囲の設定を行わないときは、事業者等は、生活環境影響調査の結果において当該影響が最大となると予測される地点や地域の実情を考慮して、自ら範囲を設定するものとする。

「第四章 処分業等に用いる施設」を「第四章 第三種施設等」に改める。

第二十一条第一項中「第二種施設のうち法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の許可を受けて設置されるもの以外のものの設置又はその構造若しくは規模の変更(以下「処分業等に用いる施設の設置等」といつ。)(を行う」を「第三種施設の設置等をしよつとする」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に、「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条

第四項中「第一項」の下に、「又は第二項」を加え、「施設計画等」を「施設計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「処分業等に用いる施設の設置等」を「第三種施設又は現に設置されている第一種施設若しくは第二種施設(以下「第三種施設等」といつ。)(の設置等」に、「当該施設」を「当該第三種施設等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業者等は、現に設置されている第一種施設又は第二種施設の設置等(法第十五条第一項又は法第十五条の二の五第一項の許可(以下「施設設置等許可」といつ。)(の申請に係る場合を除く。以下この条、第二十四条、第二十六条及び第二十七条において同じ。)(をしよつとする場合において、地域住民等に対し、条例第十四条第二項の規定により説明を行わなければならない。

第二十二條第一項中「前条第一項」の下に、「又は第二項」を加える。

第二十四條第二項中「処分業等に用いる施設」を「第三種施設等」に改める。

第二十五條中「第二十一條第五項」を「第二十一條第六項」に改める。

第二十六條第一項中「産業廃棄物処理施設を建設」を「第三種施設等の設置等」に改める。

第二十七條第一項中「処分業等に用いる施設」を「第三種施設等」に改める。

第二十八條の見出しを(「許可申請等に係る申請書等の提出」)に改め、同条第一項中「産業廃棄物処理施設の設置等に係る許可申請書(以下「許可申請書」といつ。)(を、「第一種施設」を「第一種施設に係る施設設置等許可申請書」に、「第二種施設」を「その他の許可申請等に係る申請書等」に改め、同条第二項中「許可申請書」を「施設設置等許可申請書」に改める。

第二十九條中「許可申請書」を「施設設置等許可申請書」に改める。

第三十條第一項中「法第十五條第一項又は第十五條の二の五第一項の許可の申請書(以下「施設設置許可申請書」といつ。)(を「施設設置等許可申請書」に改め、同項第一号中「許可申請者」を「申請者」に改め、同条第二項及び第三項中「施設設置許可申請書」を「施設設置等許可申請書」に改める。

第三十一條第一項中「又は保健所長」を削り、「前条第一項」を「第一種施設について前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 保健所長は、第一種施設について前条第一項の告示があったときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知し、期間を指定して生活環境の保全上の見地からの意見書の提出を求めるものとする。

第三十二條第一項中「設置」を「設置等」に改める。

第三十三條中「許可」を「施設設置等許可」に、「設置に関する計画及び維持管理に関する計画」を「法第十五條第二項第六号及び第七号に規定する計画(以下「施設設置等許可申請書記載計画」といつ。)(に改める。

第三十四条の見出しを「施設設置等許可内容の公表」に改め、同条第一項中「ついで許可」を「ついで施設設置等許可」に改め、「(処分業等に用いる施設の設置等を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「設置等の許可」を「施設設置等許可」に改め、同条第二項及び第三項中「許可」を「施設設置等許可」に改める。

第七章 施設設置等の計画の修正を、第七章 施設設置等許可申請書記載計画の修正」に改める。

第三十五条第一項中「施設設置許可申請書に係る産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画(以下この条及び次条において「施設設置等の計画」という。)」を「施設設置等許可申請書記載計画」に、「当該施設設置等の計画」を「当該施設設置等許可申請書記載計画」に改める。

第三十六条中「施設設置等の計画」を「施設設置等許可申請書記載計画」に改める。

第三十八条の見出しを「生活環境保全協定締結の要請」に改め、同条第一項中「第二十条第四項」を「第二十条第六項」に、「法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項に規定する許可の申請前に(当該許可を要しない施設にあつては、施設等の設置等に係る工事に着手する前に)、生活環境の保全に関する協定(以下「生活環境保全協定」という。)」を「施設設置等許可の申請前又は第三種施設等の設置等に係る工事に着手前に、生活環境保全協定」に改める。

第三十九条を削り、第四十条の見出しを「生活環境保全協定の締結に関する指導及び助言」に改め、同条を第三十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(施設設置等許可申請書記載計画等への反映)

第四十条 事業者等は、第二十八条第一項の規定による要請により生活環境保全協定を締結したときは、条例第十五条第三項の規定により、当該生活環境保全協定において定められた事項を当該産業廃棄物処理施設等の設置等及び維持管理に関する計画を記載した施設設置等許可申請書記載計画等に反映させなければならない。

2 知事又は保健所長は、事業者等に対し、必要に応じて、条例第十五条第三項の規定を遵守していることを確認するため、書類等の提出を求めるものとする。

第四十一条中「産業廃棄物処理施設」を「産業廃棄物処理施設等」に、「施設の許可申請書に記載した」を「産業廃棄物処理施設等の」に改める。

第四十三条及び第四十六条中「産業廃棄物処理施設」を「産業廃棄物処理施設等」に改める。

第四十七条の見出しを「許可申請等の手続の特例」に改め、同条中「令」を「政令」に改める。

別表第一第九号中「中間処理施設 最終処分場、再生利用施設等」を「産業廃棄物処理施設等」に改め、同表第十号中「中間処理施設 最終処分場、再生利用施設」を「産業廃棄物処理施設等」に改め、同表第十一号を次のように改める。

十一 産業廃棄物処理施設等に係る土地の公図(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項の地図又はこれに準ずる図面をいう。以下同じ。)及びその登記事項証明書又は産業廃棄物処理施設等に係る土地の所有権がない場合は使用権原を有することを証する書面若しくは土地所有者が当該土地を産業廃棄物処理施設等の設置予定場所として地域住民等に説明することを承知していることを証する書面

別表第十二号を同表第十三号とし、同表第十一号の次に次の一号を加える。

十二 周辺地域の生活環境に及ぼす影響の防止対策に関する書面

別表第二第九号中「中間処理施設 最終処分場、再生利用施設等」を「産業廃棄物処理施設等」に改め、同表第十号中「中間処理施設、最終処分場、再生利用施設」を「産業廃棄物処理施設等」に改め、同表第十二号を次のように改める。

十二 産業廃棄物処理施設等に係る土地の公図及びその登記事項証明書又は産業廃棄物処理施設等に係る土地の所有権がない場合は使用権原を有することを証する書面若しくは土地所有者が当該土地を産業廃棄物処理施設等の設置予定場所として地域住民等に説明することを承知していることを証する書面

別表第十三号を同表第十四号とし、同表第十二号の次に次の一号を加える。

十三 周辺地域の生活環境に及ぼす影響の防止対策に関する書面

様式第一号中「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」を「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に、「産業廃棄物処理施設の設置場所」を「産業廃棄物処理施設等の設置場所」に、「産業廃棄物処理施設の種類の」を「産業廃棄物処理施設等の種類の」に、「 $m^2$ 、 $t$ /時間」を「 $m^2$ ・ $t$ /時間」に改める。

様式第二号中「産業廃棄物処理施設」を「産業廃棄物処理施設等」に改める。

様式第三号中「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」を「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に、「 $t$ /日(時間)」を「 $m^2$ ・ $t$ /時間」に改める。

「 $m^2$ ・ $t$ /日(時間)」を「 $m^2$ ・ $t$ /時間」に改める。

「 $m^2$ ・ $t$ /日(時間)」を「 $m^2$ ・ $t$ /時間」に改める。

様式第四号中「説明会実施報告書」を「説明会等実施報告書」に、「公告」を「周知」に

「説明会における意見及びそれに対する回答・対応内容(第13条第2項の規定により提出された意見書がある場合は、そ



「設備場所」を「補正終了年月日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第十三条第一項若しくは第三項、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による説明を行った者については、改正後の産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱第八条第四項並びに第十三条第四項、第二十条第二項及び第二十一条第三項の規定は、適用しない。

3 改正前の産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の規定によるものとみなす。